

# 大阪狭山市下水道事業 経営審議会（第8回）

## 大阪狭山下水道事業経営戦略案について 大阪狭山市下水道事業経営審議会答申案について



令和6年3月12日

水資源部経営総務グループ

# 目次

- 1 大阪狭山市下水道事業経営戦略案の修正について (P.2)
- 2 パブリックコメントについて (P.9)
- 3 大阪狭山市下水道事業経営審議会答申案について (P.11)

# 1 大阪狭山市下水道事業経営戦略案の修正について

## (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点

# (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点 (1/6)

No	参照ページ	意見・要望	対応案
1	11ページ	(イ)使用料水準に関する説明文に、大阪狭山市の「2,222円」を記載したほうがわかりやすいのではないか。	説明文の中でも本市の使用料を記載したほうがわかりやすいと考え、「2021（令和3）年度の経営比較分析表をもとに、大阪府内における一般家庭用20m <sup>3</sup> /月あたりの下水道使用料を比較すると、本市の使用料水準は2,222円（税込）となっており、大阪府内平均・南河内地域平均のいずれよりも低い使用料となっています。」に修正しました。
2	12ページ 有形固定資産 減価償却率の欄	分析結果の「類似団体平均よりは良い数値ですが、類似団体より悪い数値であり・・・」について、矛盾していないか。	誤表記がありましたので、経営指標分析の表中の9項目目の『有形固定資産減価償却率』の分析結果を「類似団体平均よりは良い数値ですが、 <u>南河内平均</u> より悪い数値であり施設の老朽化が類似団体よりも進んでいる傾向にあります。」に修正しました。
3	14ページ 15～20ページ	第3章 基本方針と主要施策の具体的な施策の図中「ウ) 管路施設の修繕・点検」はウ) 管路施設の修繕・改築」ではないか。	誤字がありましたので、「修繕・ <u>改築</u> 」に修正しました。 また、14ページの表と15から20ページの表題の整合を図っています。

# (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点 (2/6)

No	参照ページ	意見・要望	対応案
4	21.36ページ	21ページと36ページの経費回収率の目標値が違うのはどういった認識か。	経費回収率100%は下水道事業としてのあるべき姿としての目標で、80%はロードマップにおける目標として考えています。よって、36ページ(1)業務目標の文章内の表現を「 <u>ロードマップにおける</u> 令和15年度の経費回収率80%以上確保」という表現に変更しました。
5	22ページ	人口推計の項目で、「第五次大阪狭山市総合計画」をもとに推計した結果とあるのはどういうことか。	第五次大阪狭山市総合計画の数値を参照しているので、「第五次大阪狭山市総合計画」に <u>基づく</u> 」に修正しました。
6	28ページ 収益的収入-営業収益-使用料収入の試算条件	審議会では、近大病院跡地利用についてはないものとして議論を進めてきたと認識している。ただ、貴市HPを見ると、後継病院候補名が公表されている。その中で、跡地利用について経営戦略(案)の中で全く触れなくてもよいのか。	現時点では後継病院等の水量の見通しが困難であるため、シミュレーションでは算入することができません。よって、28ページの試算(シミュレーション)の前提条件の表中『収益的収入-営業収益-使用料収入』の試算条件で「※必要に応じて、企業・病院の移転等、将来において見込まれる事業環境の変化を織り込んでいる。」と記載していますが、追加で「 <u>なお、近畿大学病院跡地の後継病院については、本経営戦略改定時点では不確定要素が大きいので試算には含めていません。</u> 」の一文を追加しました。

# (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点 (3/6)

No	参照ページ	意見・要望	対応案
7	30ページ	3 財政計画の再試算で「30%の使用料改定を行ったと仮定して」とあるが、30%の根拠等がわかりにくい。	使用料改定の基準や根拠がわかりにくいとこのことでしたので、「 <b>経費回収率80%以上確保できる</b> 使用料水準（使用料改定率を30%と仮定して）で財政計画の再試算を行いました」に変更しました。
8	32ページ	使用料を改定した場合の現金預金残高の増加はどのように認識したらよいか。	使用料改定により一定水準の現金預金残高を維持しつつ、基準外繰入を削減するシミュレーションを加えました。
9	36ページ	(2)業務目標達成に向けた取組み－①定期的な経営戦略の見直しの文章内で、「定期的に見直します」とあるが、年数等を記載してはどうか。	具体的な年数として、「 <b>5年ごと</b> 」という文言を追加しました。
10	36ページ	ロードマップの業務目標達成に向けた取組みが箇条書きで記載されているが、表にすると見やすくなるのではないか。	ご意見いただきましたとおり、表を挿入し表現方法を変更しました。
11	概要版	経営戦略（概要版）が専門用語や文字数が多く、見えずらい。	専門用語には注釈を加え、文字数調整し、見やすいレイアウトに変更しました。

# (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点 (4/6)

投資・財政シミュレーションの精緻化を図るため、令和5年度及び令和6年度の数値を以下のとおり変更し、投資・財政シミュレーションを再実施している。

年度	変更前	変更後
令和5年度	令和5年度予算値	令和5年度決算見込み値
令和6年度	前提条件に基づく試算値	令和6年度予算値

その結果、各年度の当年度純損益、現預金残高等の試算数値に変更が生じている。

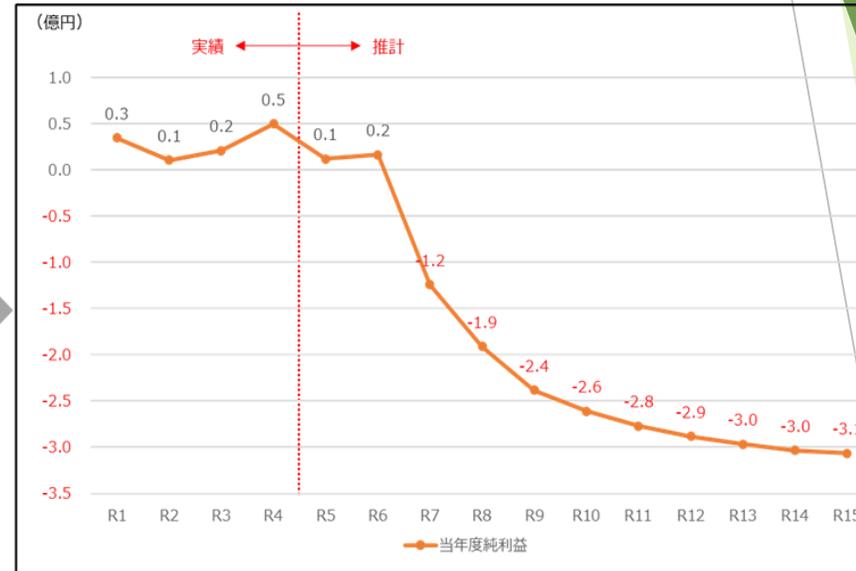
# (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点 (5/6)

## ▶ 当期純損益の変更内容

【変更前】



【変更後】

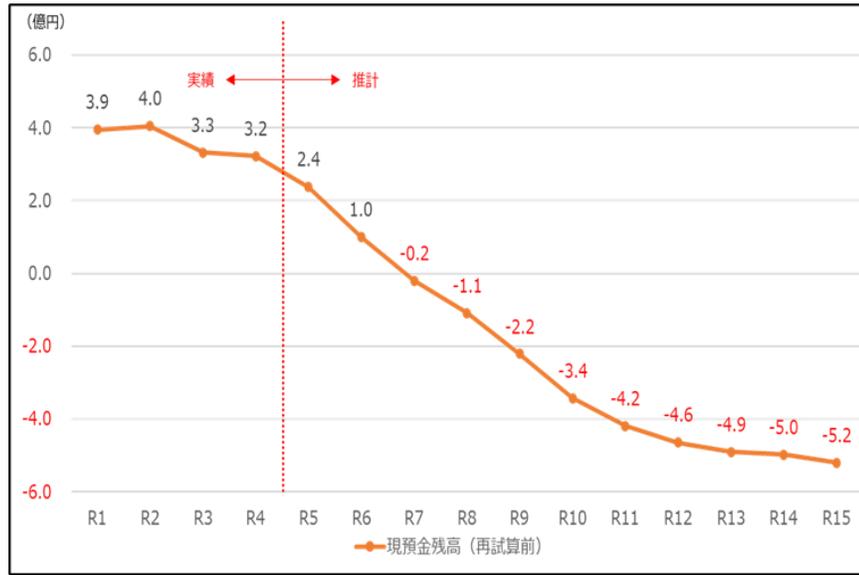


変更前は令和6年度に0.7億円の当期純損失に陥る試算であった。  
変更後は令和7年度に1.2億円の当期純損失に陥る試算となっている。

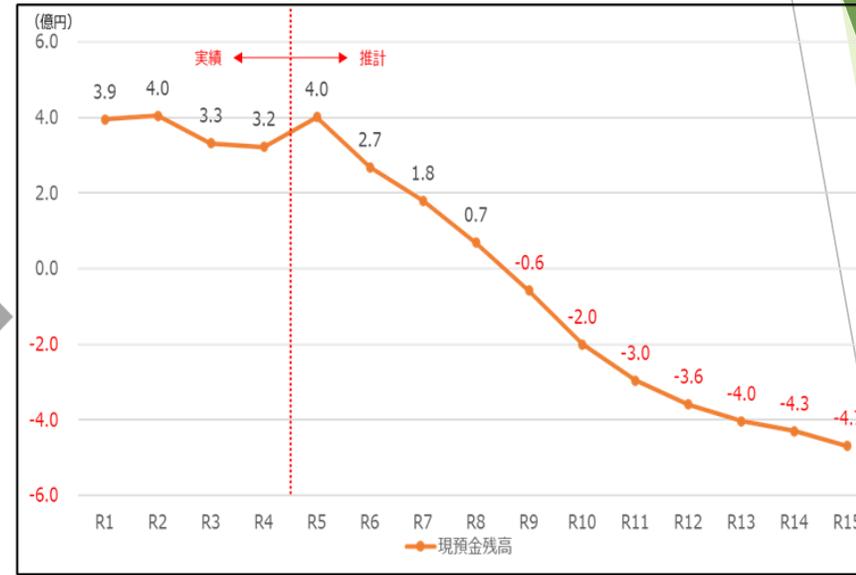
# (1) 前回の経営戦略案からの主な修正点 (6/6)

## ▶ 現預金残高の変更内容

【変更前】



【変更後】



変更前は、令和7年度に0.2億円の資金不足に陥る試算であった。  
変更後は、令和9年度に0.6億円の資金不足に陥る試算となっている。

## 2 パブリックコメントについて

### (1) パブリックコメントの実施概要

# (1) パブリックコメントの実施概要

## ▶ 趣旨

経営戦略は過去に作成してから5年が経過し、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加等により、将来の厳しい経営状況において、持続的に安定した経営を行っていくために現状の課題と将来の経営状況を見える化し、中長期的な視点で経営の取組み方針の改定をするにあたり、経営戦略案を広く市民へ周知するとともに、市民の意見を聴くため

## ▶ 募集対象

「大阪狭山市下水道事業経営戦略（案）」及び「大阪狭山市下水道事業経営戦略【概要版】（案）」

## ▶ 募集期間

令和6年2月14日～令和6年3月6日

## ▶ 提出されたパブリックコメント

資料2 「パブリックコメントで提出されたご意見（要旨）及び市の考え方について」をご確認ください。

### 3 大阪狭山市下水道事業経営審議会答申案について

(1) 答申案の構成

(2) 答申案の概要

# (1) 答申案の構成

はじめに

1. 大阪狭山市下水道事業の経営状況と課題について
2. 経営改善に向けた取組みについて
3. 下水道使用料の改定について
4. 付帯意見

おわりに

## (2) 答申案の概要

令和4年8月16日、大阪狭山市長から本審議会に対し、「持続可能な大阪狭山市公共下水道事業の運営及び経営状況について」の諮問があり、慎重に審議を尽くした結果、令和6年3月に策定された大阪狭山市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）は、これまでの審議結果を踏まえた内容となっていることから、経営戦略を適当と認める。

### 1. 大阪狭山市下水道事業の経営状況と課題について

大阪狭山市下水道事業の経営状況	
収入の減少	行政区域内人口の減少に伴い有収水量及び下水道使用料収入が減少
支出の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した下水道管きよの増加に伴う更新費用の増加</li> <li>・近年の原材料価格の上昇やエネルギー価格の高騰、労務単価の引き上げなどによる維持管理にかかる支出の増加</li> </ul>



大阪狭山市下水道事業の課題	
持続的・安定的な下水道事業サービスの提供の維持	

### 2. 経営改善に向けた取組みについて

項目		概要
これまでの取組み	①震災時にも下水道機能が維持できる対策	震災時にも下水道機能が維持できる対策への取組み
	②広域化・官民連携	官民連携を推進するとともに、近隣自治体等との広域化・共同化、上下水道事業の連携等への取組み
	③企業債残高の削減	企業債の適正な発行額水準の維持、企業債残高の削減
	④人材の確保・育成	各種研修やOJT等による人材の育成
	⑤わかりやすい下水道情報の発信	下水道事業の積極的な情報発信への取組み
これからの取組み	①定期的な経営戦略の見直し	5年を目途とした定期的な見直し
	②下水道使用料の適正なあり方の検討	収支の均衡しない経営状況を改善するため、使用料水準及び水量体系の検討を含む下水道使用料の適正なあり方の検討

### 3. 下水道使用料の改定について

(1) 下水道使用料の水準
現状の下水道使用料の水準では、令和7年度から令和11年度までの算定期間において、約10億円の収支不足額が生じる見込みである



経費の削減をすすめてきたが非常に厳しい状況であり、経営の維持が困難な状況にある
---



今後の下水道使用料体系のあり方について検討が必要な状況にある
--------------------------------

(2) 今後の下水道使用料体系のあり方	
① 基本水量のあり方	基本水量を縮小する方向で工夫する必要があるが、基本水量の廃止・縮小は、基本水量内の利用者の負担感の増大に繋がるため、慎重な検討が必要である
② 水量区分のあり方	基本水量のあり方と併せて検討すべきであり、10m <sup>3</sup> 以下の少量水量区分の細分化について検討を行う
③ 基本料金と超過料金のバランスのあり方	現行の水準及び利用者の負担が過度とならないことに考慮し、基本料金の割合が4割を超えない水準で検討を行う
④ 逡増度のあり方	少量利用者のみならず、多量利用者にも配慮し、使用者間の公平性の観点から検討を行う

### 4. 付帯意見

<p>能登半島地震においては、地震による道路や下水道施設の損傷により仮設トイレのし尿の受け入れが課題となっている等、改めて地震等の災害に備える下水道の重要性の整備や危機管理の体制整備が急務となっている。</p> <p>大規模な災害が発生し下水道管が破損している場合は、市民の皆様にも、各家庭が下水を流すのではなく、下水道管の耐震化が進んでいる避難指定所等まで行っていただき下水を流すという啓発等にも引き続き努めてほしい。</p>
--